

# 日本文化財科学会賞 表彰規定

2021年3月30日制定

2022年4月 1日施行

2022年6月23日改定

## 第1条（目的）

本規定は、日本文化財科学会（以下、「学会」と呼ぶ）の活性化並びに文化財科学の啓発と普及、人材の育成、社会貢献などを目的に、文化財科学および関連諸分野の業績を賞するためのものである。

## 第2条（学会賞の種類）

前条の目的に適合した業績に対して授与することとし、次の4種類とする。なお、必要に応じて、その他の賞を設けることができる。

- （1）日本文化財科学会 大賞
- （2）日本文化財科学会 業績賞
- （3）日本文化財科学会 奨励賞
- （4）日本文化財科学会 ポスター賞

## 第3条（選考対象）

大賞・業績賞・奨励賞・ポスター賞の選考対象は、学会の告知に基づいて自薦・他薦で応募した次の業績を対象とする。なお、機関誌『文化財科学』に掲載された論文や学会主催の『大会』の研究発表も対象とする。

- 1 大賞は、文化財科学に関する研究活動を通して学会の発展に特別の功労があったもの、または学会の目的達成に寄与した個人または団体の業績を対象とする。
- 2 業績賞は、機関誌『文化財科学』をはじめ国内外で発表された文化財科学研究に関する複数の論文・著書等の個人の業績を対象とする。
- 3 奨励賞は、機関誌『文化財科学』や学会主催の『大会』をはじめ国内外で発表された文化財科学研究に関する論文・研究発表等の業績を対象とする。
- 4 ポスター賞は、学会主催の『大会』で、本人が筆頭者として発表した文化財科学研究に関するポスター発表等の業績を対象とする。

## 第4条（受賞資格）

大賞の受賞資格は学会の会員であることの有無を問わない。業績賞・奨励賞の受賞資格は日本文化財科学会の正会員とする。

## 第5条（受賞者の選考）

大賞・業績賞・奨励賞は、正会員の中から推薦あるいは応募した者、および評議員が推薦した者を対象とする。

会長が委嘱する委員で構成する受賞者選考委員会において原案を作成し、運営会議で受賞者を決定する。受賞者選考委員会の委員は、選考委員会内規に基づき、会長が委嘱する。

## 第6条（表彰）

毎年の総会において、正賞（表彰状）及び記念品を受賞者に授与する。

## 第7条（受賞の取消）

受賞者の行動が「日本文化財科学会員の行動規範（以下、行動規範と記す）」を逸脱し、次のいずれかにあたる事が判明した場合は、運営会議の決議を経たうえで受賞を取り消すものとする。

（1）盗作等によって他の研究者の業績を剽窃したことが判明したとき

（2）学会の名誉を著しく毀損する行為が判明したとき

受賞取り消しの通告を受けた受賞者は、異議がある場合には、4週間以内に異議申し立てを会長に対し行う。この異議申し立てで、（1）（2）とみなされた行為が、行動規範を逸脱した行為ではなかった事を文書で証明出来た場合は、運営会議の議を経て受賞取り消しは無効となる。一方で、このような異議申し立てが合理的ではなかった場合と、異議申し立てがなされなかった場合は、受賞者は正賞等を返還しなければならない。なお、受賞の取消については、会長が評議委員会に報告を行う。

## 第8条（規定の改廃）

本規定の改廃は、運営会議の審議を経ておこなう。